

令和2年7月1日

保護者 殿

山形県立長井工業高等学校長

【R2.7.1版】本校における今後の教育活動について

保護者の皆様には、日頃より本校の教育活動に対しご協力を賜りまして深く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策についての本校の実施状況については、国や県の動向等を踏まえて随時お伝えしているところですが、7月以降継続する部分と変化する部分について改めてご連絡いたします。

保護者の皆様には引き続き、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 授業時数の確保に向けて

- (1) 夏季休業を短縮し、7月31日(金)が1学期終業式、8月1日(土)から夏季休業に入ることについて変更はありません。2学期始業式を8月20日(木)とし、7月23日(木・海の日)と7月24日(金・スポーツの日)を授業日とすることについても変更ありません。なお、すでに終了した部分を除いてまとめると、次のようになります。

期間	授業形態等
7月2日(木)～7月7日(火)	1学期末考査
7月8日(水)～7月30日(木)	7月23日(海の日)・24日(スポーツの日)を含めて40分×7コマの授業
7月31日(金)	大掃除、1学期終業式等
8月20日(木)	大掃除、2学期始業式、課題テスト等
8月21日(金)～9月中	45分×6コマの授業

- (2) 10月以降は通常の50分授業に戻します。なお、8月21日以降12月まで継続して毎週水曜日は7校時があります。

2 部活動の拡大

部活動は6月13日(土)より段階的に拡大されておりますが、上記1と同様、終わった部分を除くと以下ようになります。

期間	活動の上限	備考
6月26日(金) ～7月31日(金)	週当たり平日1日以上、土日1日以上 の休養日を取りながら、	県内外の日帰り交流 及び県内宿泊が可
8月1日(土)～	平日2時間程度、土日等3時間 程度の活動	上記に加え県外宿泊 も可

※上記活動時間は大会、練習試合、遠征等には適用しなくてもよい。

※目標とする大会前や校内の指定部については少なくとも週1日の休養日を設け休養日の振替可

3 検温チェック、発熱・風邪等の場合に登校しないことの継続

生徒は登校後直接ホームルーム教室に入り、朝読書（朝学習）の時間に教員が「健康観察シート」にてチェックしていますが、県の方針に変更がないため継続します。ただし、県の警戒レベルが上がった場合には昇降口でのチェックに戻ります。発熱（37.5℃以上）や風邪等の症状のある生徒は登校しないという原則も継続しています。

4 マスクの着用

夏を迎え、マスク着用については「感染症防止」と「熱中症対策」の両立が求められるようになりました。そうした中、どのような場合にマスクを外してもよい（外したほうがよい）のか、不安に感じる生徒もいるかと思えます。

参考まで、国の指針と県の指針では次のようになっております（いずれも抜粋）。

国の指針（文科省マニュアル）	県の指針（通知）
<p>○<u>基本的には常時着用するのが望ましい</u>。ただし次の場合は着用する必要はない。</p> <ul style="list-style-type: none">十分な身体的距離が確保できる場合熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合 ⇒その場合は熱中症への対応を優先 ⇒児童生徒自身の判断でも対応できるよう指導する体育の授業 <p>○登下校では、熱中症リスクが高い場合にはマスクを外す。公共交通機関利用の場合はマスクを着用する。</p> <p>○運動部活動でのマスク着用については体育の授業に準じる。</p>	<p>○教室では原則としてマスクを装着する。熱中症等の健康被害が懸念される場合は、特に発言する時以外はマスクを外す等の指示をする。</p> <p>○<u>登下校の際はマスクを装着する</u>。熱中症等の健康被害が懸念される場合は、生徒自身の判断でマスクを外すよう指導する。</p> <p>○<u>通学時に公共交通機関を利用する場合はマスクを着用する</u>。</p> <p>○<u>清掃はマスクを着用して実施するとともに、清掃後の手洗いを徹底する</u>。</p> <p>○部活動での対応</p> <ul style="list-style-type: none">運動を行う場合は十分な間隔をとった上でマスクを外して活動してもよい。ただし会話や話を聞く場合には必ず着用する。文化部は原則してマスクを着用する（楽器演奏等は別）

これらをふまえ、本校では次のように整理しました。

- ・上記3のようにそもそも風邪症状のある生徒は登校しないことが前提にある。
- ・その上で、上記原則に照らし、校内では授業中、休憩時間、清掃時、部活動を含め、昼食時を除いてマスク着用を継続する。また、「咳エチケット」等の基本を守る。
- ・上記指針にもあるように体育の授業や運動部活動（吹奏楽の楽器演奏を含む）においては、教員の指導のもとマスクを外してもよい。
- ・熱中症等の健康被害が懸念される場合は、校内にあっては教員の指示でマスクを外してもよい。また、登下校の際には（公共交通機関を除き）自らの判断で外してもよい。ただし、いずれの場合でもマスク着用の意義が「飛沫を飛ばさないこと」にあることを十分に認識し、会話や発声をする場合には必ずマスクを着用する。

5 その他

- (1) 列車利用生徒の「時差通学」（指定列車での通学）は、山形駅周辺の学校を除いて「終了」となります（明日以降解除となります。なお引き続き感染症防止対策に努めてください）。
- (2) その他ご不明な点等ございましたら、学校にご連絡ください（0238-84-1662）。